令和2年度愛知県海岸漂着物対策推進協議会議事録

1. 開催日時

令和3年3月23日(火) 午前10時30分から正午まで

2. 場 所

愛知県三の丸庁舎 8階 会議室801

3. 議事

(1) 漂着ごみ組成調査の実施について

資料1-1及び1-2により、事務局から伊勢湾、三河湾及び遠州灘で実施した 令和2年度漂着ごみ組成調査結果について報告した。

く質疑応答>

【千葉委員】

常滑市の小鈴谷海岸の調査結果では、多量の漂着物が確認されているが、過去の調査結果との比較は行っているか。

【事務局】

資料 2-2 の地域計画の表 2-5 (18 頁) に、コドラート調査の結果を掲載しており、単位面積当たりの調査結果がある。

漂着ごみ組成調査は今年度から始めた調査で、分類方法の違いもあり、単純な比較は難しいが、当時も自然物が多い状況であった。

【千葉委員】

三重県にある奈佐の浜は非常に漂着ごみが多い海岸で、3年程度漂着ごみの調査を行っているが、 $100m^2$ 当たり概ね 200kg の漂着量となっている。今回、汀線方向 50m を対象に調査しているため、単純に5倍しても1t程度の量であり、小鈴谷海岸の漂着量2トンはかなり多いと感じた。何か理由は考えられるか。

【事務局】

推測になるが、調査時期が冬ということもあり、北西の季節風の影響を受け た可能性が考えられる。

【環境省】

新型コロナウイルスの影響もあり、街中などでもマスクのポイ捨てが多く見られ、これらが海洋に流出ということも危惧されている。漂着ごみ組成調査結果では、どのような状況であったか参考までに教えていただきたい。

【事務局】

数個程度であるが、マスクも回収している。

【青木座長】

3ページの図6人工物の組成に木・木材系とあるが具体的にどのようなもの

が該当するのか。

【事務局】

人工物の木・木材系は、角材など加工された木材を指し、流木などは自然物に該当する。

【青木座長】

漂着ごみ組成調査は定期的に実施する予定とのことだが、調査地点は定点と して実施していくのか。

【事務局】

伊勢湾や三河湾など、地域は固定する予定であるが、調査地点については未定である。

【青木座長】

小鈴谷海岸は漂着ごみが多いが、蒲郡の春日浦海岸は少ない。漂着物の多い 季節に調査を実施するなど、調査日の選定に配慮されたい。

【事務局】

調査日の配慮について検討する。

(2) 愛知県海岸漂着物対策推進地域計画の改定について

資料2-1及び2-2により、事務局から現在の海岸漂着物対策推進地域計画 (以下「地域計画」という。)の概要、改定で想定される検討事項及び今後のスケ ジュールについて説明した。

く質疑応答>

【水産課】

地域計画の重点区域設定基準について、第1項目では、海岸漂着物の集積状況と海岸清掃活動の実施状況を指標として示しており、漂着物の集積があっても清掃活動の無い海岸は、重点区域に設定されない。重点区域とならない海岸も漂着ごみ対策が必要と考えるが基準設定の考え方を教えて欲しい。

【事務局】

重点区域は、住民の方々の利用がある海岸を設定しており、その指標として清掃活動の実施を示している。

全ての海岸において、海岸漂着物の回収などの対策が必要と考えるが、限られた予算の中、より効果的に対策を進めるため、このような指標を設定している。

【水産課】

重点区域でない海岸では、漂着したプラスチックごみの回収が進まず、蓄積 し、時間の経過と共に劣化してマイクロプラスチックに変化するといった問題 があると考える。このような海岸について、今後、対策は検討されるのか。

【事務局】

重点区域外の海岸も含めた漂着物問題の根本的な対策として、海へのごみの流出を減らす取組が重要と考えている。ごみの発生抑制対策として、普及啓発活動を実施しており、海岸漂着物の発生の少ない社会の構築が今後も必要と考えている。

【青木座長】

地域計画を策定した平成23年当時は、マイクロプラスチック問題など、現在より情報が少ない中で基準を策定した。

次の地域計画の改定については、海岸漂着物処理推進法が改正され、またマイクロプラスチック等、新たな問題への対策も考える必要があり、今の重点区域の設定基準では対応が困難と考える。設定基準の見直しも含めた改定内容を検討する必要がある。

【千葉委員】

例えば、発泡スチロール製のブイもマイクロプラスチックの発生原因の一つとなっている。発生原因となるもの、例えば養殖筏が集積している地域を重点 区域として設定することも考えられる。

【青木座長】

漁業者との連携方法も考えると良い。

【事務局】

今後の検討課題とさせていただく。

【千葉委員】

海岸漂着ごみの重点区域以外に、漂流ごみや海底ごみの重点区域の設定も考えると良い。例えば、河口や漁港の近くの海域を設定する等、視点を変えて考えると良い。

資料 2-1 の 7 頁の 2 (3) で定期的な調査と表現されているが、季節により漂着量も変わるため、実施時期や回数など、具体的な調査方法を示すと良い。

【事務局】

今後の検討課題とさせていただく。

【青木座長】

調査の実施など、予算の問題もあると思う。地域計画を策定したころから予 算額の推移はどのような動きをしているのか。

【事務局】

近年の予算は、概ね、横ばい傾向である。

【青木座長】

地域計画の改定では、新しい視点も取り入れていくと良い。

【環境省】

愛知県、岐阜県、三重県及び名古屋市で構成する伊勢湾総合対策協議会にお

いて、広域的な海岸漂着物対策が進められているが、地域計画の中で、その関係性は示されているのか。

【事務局】

資料 2-2の 71 頁の 2、下から 3行目において、その関係性を示している。 現在、 3 県 1 市による広域的な地域計画の策定の方向性について検討を行っている。

【環境活動推進課】

資料2-1の3頁の最後の行に、県内全域で進める施策として普及啓発が挙 げられている。これまで、カッパの清吉を用いた環境学習プログラムを作成す るなど、普及啓発活動を進めてきた。今後、新たに始める普及啓発活動などは あるか。

【事務局】

海岸漂着物等は、街のごみが川を通じて海に流れ込むことが主な発生原因の一つである。海への流出を抑制するため、子供たちへの普及啓発を念頭に教員、市町村職員などを対象とした環境学習プログラム研修の実施を検討している。

【青木座長】

河川課は欠席であるが、河川課ではごみを減らす取組はなされているのか。

【事務局】

河川課では、河川や海岸の愛護活動として、清掃活動を実施している団体に 対し補助を行うなどの支援を行っている。

【資源循環推進監】

漂着ごみ組成調査において、人が関係する漂着ごみの中でプラスチックの占める割合が大きいとの結果になった。プラスチックごみ問題は、行政のみで解決できる問題でないことから、県民、事業者など 112 団体で構成するごみゼロ社会推進あいち県民会議において、あいちプラスチックごみゼロ宣言を行い、その発生抑制などに取組むこととなった。

県としても、プラスチックごみ対策の重要性を認識しており、今後も積極的 に普及啓発を行っていため、協力をお願いする。

【青木座長】

資料2-1の4頁の第5章に関係者の役割分担と相互協力が示されている。 本日の出席状況を確認すると、市町や民間団体の出席率が低いと感じる。何か 理由はあるのか。

【事務局】

新型コロナウイルスの影響もあると考えるが、今後、出席率の向上に努める。

【佐久島観光の会】

住民には、海岸漂着ごみの量は、風向き等の天候に左右されるものとの意識があり、捨てたごみが海に集まり量が増えているとの認識は薄い。

漁具については、ごみ回収の頻度が少ない等、処理が困難な状況にある。 プラスチックごみを含めた海洋ごみ対策の必要性について、住人への普及啓 発が進んでいないと感じる。

【青木座長】

地域計画の改定には、地域特性も踏まえた普及啓発も考慮する必要があると考える。

【事務局】

今後の検討課題とさせていただく。

【環境省】

海洋ごみ対策は、SDGs 達成に貢献するものであるといった内容を計画に盛り込み、多様な主体が連携し取り組んでいくことが重要と考える。

【青木座長】

海洋ごみ問題は身近な問題であると同時に、幅広い対応が必要である。このような認識のもと、地域計画の改定作業を進める必要がある。

(3) 漂流ごみの回収などについて

資料3-1により、海域における漂流ごみの回収体制及び海域の概要について説明した。

また、資料3-2により、漁業者等がボランティアにより回収した漂流ごみ等の処理について説明した。

く質疑応答>

【水産課】

資料3-1について、漁業者への周知は行うのか。

【事務局】

漁業者への周知を考えているため、周知を依頼する文書を水産課に提出する。

【水産課】

海岸管理者への周知は行うのか。

【事務局】

資料3-1については漂流ごみに関する内容のため、海岸管理者などへの周知は検討させていただく。

【水産課】

資料3-2の漁業者等がボランティアにより回収した漂流ごみ等の補助事業 について、来年度の事業実施予定の市町を教えて欲しい。

【事務局】

現在のところ、今年度と同様の2市町が実施する予定である。

【水産課】

年度の途中でも、補助の要望を受け付けることはあるのか。

【事務局】

年度の途中で、市町村に補助事業に関する追加の要望を確認する可能性もある。

【青木座長】

資料3-1について、漂流ごみを発見した場合、118番に連絡すれば良いのか。

【事務局】

118番への連絡で問題ないが、航行に支障があることが前提となる。

【青木座長】

航行に支障のないものについては、漁業者等のボランティア回収による補助で対応がなされるとの認識で良いか。

【事務局】

この補助事業については、市町村の処理経費に対して補助するため、市町村からの事前の要望が必要となる。市町村からの要望が広がるように周知を図っていく。

【資源循環推進監】

漁業者から海上保安庁に漂流ごみ発見に関する通報が入ることはあるのか。

【海上保安庁】

航行に支障があることが前提であるため、災害により流木が大量に流れている、又は事故による漂流物が発見されたとの通報はあるが、単なる漂流ごみに関する通報はほとんどない。

【青木座長】

漁業に支障があるということで通報を受けることはないか。

【海上保安庁】

漁業に支障がある漂流ごみの通報もほとんどない。

【青木座長】

災害時の流木について、遠州灘などでは漁業に支障があるとの話を聞くが、 資料3-1の回収処理体制では対応できないのか。

【事務局】

航行に支障がある漂流ごみであることを前提に資料を作成している。